		備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。
	道路の延長	寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
			雪寒道路の延長		
	北海道	その他の都府県	北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	その他の道路の延長
4級地	0.117	0.123	0.137	0.273	0.000
3級地	0.068	0.072	0.097	0.193	0.000
2級地	0.053	0.056	0.069	0.137	0.000
1級地	0.038	0.040	0.028	0.055	0.000
無級地	0.000	0.000	0.028	0.055	0.000

2　河川費	河川の延長	種別補正	
		指定区間外の一級河川	4.66
		指定区間内の一級河川及び二級河川	1.00
3　港湾費	港湾における係留施設の延長	種別補正	
		特定重要港湾	1.300
		重要港湾	1.000
		地方港湾	0.620
4　その他の土木費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.58
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.57
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.46
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.42
		6,000,000人を超える数	0.40
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.35
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.38
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.45
		同上900,000人を超える数	0.52
		密度補正Ⅰ	
		その団体の人口密度が250人以上のもの	
		その団体の密度	1.00
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.00
		同上50人を超え100人までの数	0.06
		同上100人を超え150人までの数	0.05
		同上150人を超える数	0.39
三　教育費　1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		1級地	1.058
		2級地	1.049
		3級地	1.039
		4級地	1.032
		5級地	1.019
		6級地	1.009
		無級地	0.996
		寒冷補正（給与差）	
		4級地	0.005
		3級地	0.006
		2級地	0.006
		1級地	0.007
		無級地	0.000
2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		1級地	1.058
		2級地	1.049
		3級地	1.038
		4級地	1.032
		5級地	1.018
		6級地	1.009
		無級地	0.996
		寒冷補正（給与差）	
		4級地	0.005
		3級地	0.006
		2級地	0.006
		1級地	0.007
		無級地	0.000
3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		1級地	1.069
		2級地	1.059
		3級地	1.046
		4級地	1.038